

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、国及び県と連携しつつ必要な措置を講じ、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市庁舎などに被災者のための相談所を開設する。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災児童生徒等に対する支援

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 生活基盤等の確保

水道事業者である市は、被害状況に応じた送水停止、消毒その他衛生上の措置等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。また、道路の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第1編第5章2 緊急対処事態の類型（再掲）

分 類	事 態	想 定
攻撃対象施設等による分類	①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊 ○放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障をきたす
	②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 ○爆発による人的被害、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
攻撃手段による分類	①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム（爆薬と放射能物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入 ○NBC兵器が用いられた場合の対処は特別に留意が必要
	②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来 ○被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生。建物、ライフライン等が被災し、社会活動に支障を生ずる。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 市の組織機能の図

部名及び部長名	班名及び班長	班員	業 務
総務部 (総務課長)	総務班 班長 (企画政策課長) 副班長 (議会事務局長) (監査委員事務局長) (会計課長)	総務課員 企画政策課員 監査委員事務局職員 議会事務局職員 会計課員	・国民保護対策本部の庶務及び本部会議に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・非常通信体制の確保に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・特殊標章の交付等に関すること ・被害状況の調査及び報告に関すること ・全ての避難所の設置に関すること ・緊急通報伝達(住民に対する警報、緊急通報の内容の伝達等)に関すること
	予算・輸送班 (財政課長)	財政課員	・配車状況の把握及び記録に関すること ・人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること
	被害調査班 (税務課長)	税務課員 地域振興課員	・被災者名簿の作成に関すること ・家屋等の被害調査及び報告に関すること
村松支部 (支所長)	村松支所庶務班 (村松支所地域振興課長)	地域振興課員	・関係機関との連絡調整に関すること ・被害状況の調査及び報告に関すること ・緊急通報伝達(住民に対する警報、緊急通報の内容の伝達等)に関すること ・配車状況の把握及び記録に関すること ・人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること ・支部(村松支所)の事務を統括指揮監督に関すること
建設部 (都市整備課長)	庶務情報班 (都市整備課長)	都市整備課員 地域振興課員	・道路交通情報の収集及び報告に関すること ・緊急輸送路確保に関する関係機関等への要請に関すること
	建設班 (都市整備課長)	都市整備課員 地域振興課員	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること ・交通規制に関すること ・路上障害物等(降積雪を含む)の排除に関すること
上下水道部 (上下水道局長)	水道班 (上下水道局長)	上下水道局員	・水道施設の被害調査並びに復旧に関すること ・応急給水に関すること
	下水道班 (上下水道局長)	上下水道局員	・下水道施設の被害調査並びに復旧に関すること

産業振興部 (農林課長)	農林班 (農業委員会事務局長)	農林課員 農業委員会事務局職員 地域振興課員 農業委員会事務局 村松事務所員	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること ・応急食糧等の原材料の調達に関すること
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員 地域振興課員	・商工観光関係の被害状況等の調査、集約及び報告に関すること ・食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関すること
衛生部 (環境保全課長)	衛生班 (市民課長)	市民課員 環境保全課員 地域振興課員	・全被災者の安否に関すること ・避難収容状況の記録及び報告に関すること ・防疫（厚生班に関するものを除く）に関すること ・遺体の収容及び埋火葬に関すること
民生部 (健康福祉課長)	厚生班 班長 (高齢福祉課長) 副班長 (こども課長)	健康福祉課員 こども課員 各保育園職員 高齢福祉課員 地域振興課員	・生活保護世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び援護に関すること ・保育園児の安全確保に関すること ・社会福祉施設及び保育園に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること ・保健衛生及び防疫（衛生班に関するものを除く）に関すること ・避難住民の相談業務に関すること ・ボランティアに関すること ・要配慮者（障がい者及び高齢者）の支援に関すること
教育部 (学校教育課長)	学校教育班 班長 (学校教育課長)	学校教育課員 各幼稚園職員 各小中学校職員	・児童及び生徒の避難に関すること ・児童及び生徒の被災状況の調査に関すること ・学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること ・応急教育に関すること ・学用品の給付に関すること
	生涯学習班 班長 (生涯学習課長) 副班長 (スポーツ推進課長) (図書館長)	生涯学習課員 スポーツ推進課員 勤労青少年ホーム職員 青少年育成センター職員 図書館職員	・社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること ・社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者収容の協力に関すること ・救援物資の受入れ及び配送に関すること

	村松支所生涯学習班 (生涯学習課村松事務所 係長)	生涯学習課 村松事務所員 村松図書館職員	・社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に 関すること ・社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並 びに被災者収容の協力に関すること ・救援物資の受入れ及び配送に関すること
消防部 (消防長)	予防班 (消防本部総務課長)	消防本部課員	・災害状況の把握、情報の収集に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・消防団員の召集、配置に関すること
	消防班 (消防署消防署長)	消防署員	・避難住民の誘導に関すること ・消火・救助・救急に関すること

第3編 武力攻撃事体等の対処 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報省令 様式

様式第1号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

- （注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- （注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

市町村名: 担当者名:

[illegible]

5. ②～④の希望又は同意欄には、安否情報提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 様 （市町村長）		申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため ③その他 （ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
様		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

五 泉 市 国 民 保 護 計 画

平成 1 9 年 2 月 9 日作成

平成 2 0 年 2 月 1 3 日変更

平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日変更

平成 2 8 年 3 月 2 4 日変更

令和 2 年 2 月 3 日変更

発 行 五 泉 市 総 務 課 庶 務 防 災 室 防 災 係
〒959-1692

新 潟 県 五 泉 市 太 田 1 0 9 4 番 地 1

TEL 0250-43-3911

FAX 0250-42-5151

URL <http://www.city.gosen.niigata.jp/>